

宍粟材の新たな利活用に係る連携と協力に関する協定

株式会社ユウシステム（以下「甲」という。）、株式会社グリーン興産（以下「乙」という。）及び宍粟市（以下「丙」という。）は、以下のとおり、宍粟材の新たな活用方法等についての連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、森林が有する公益的機能の発揮やパリ協定の枠組みのもとでの温室効果ガス排出削減目標の達成等、林業の成長産業化及び森林環境譲与税に係る森林経営管理法（新たな森林管理システム）に寄与するため、甲、乙及び丙が連携・協力し、全国に宍粟材の利用拡大等を図ることを目的とする。

（連携及び協力に関する事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙及び丙が連携及び協力する事項は、次のとおりとする。

- （1） 甲の役割 宍粟材を活用した商品の研究開発及び販売
- （2） 乙の役割 原材料等（宍粟産）の安定供給
- （3） 丙の役割 森林環境教育その他森林・林業の普及及び市内教育機関を含む公共施設等との連携

2 前項に掲げるもののほか、第1条の目的に資するため、甲、乙又は丙が必要と認める事項については、都度甲、乙及び丙が協議の上取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から1年を経過した日の属する年度末までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから特段の申入れがない場合は、有効期限の翌日からさらに1年間更新することとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の内容を変更することが必要となった場合、本協定に疑義が生じた場合は、速やかに協議し、これを解決するものとする。なお、商品の開発関連事項及び消費者等からの問合せ等については、甲の責任において解決するものとし、乙及び丙は一切関与しないものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年12月18日

甲 株式会社ユウシステム 代表取締役

野口祐輔

乙 株式会社グリーン興産 代表取締役

石原淳平

丙 宍粟市長

嶋元晶三